

入札契約制度の適正化に係る取組方針等の概要

《入札契約制度の適正化に係る取組方針》

第1 透明性の確保

- 1) インターネットでの公表の拡大
- 2) 予定価格の公表
 - 現行の予定価格の事前公表のほか、事後公表の試行（公共工事）
 - 類推困難な最低制限価格の設定の試行（公共工事）
- 3) 入札監視委員会の充実
 - 談合情報に関する調査検証を行う機能を付与

第2 公正な競争の促進

- 1) 一般競争入札の拡大
 - 1千万円以上の公共工事は原則一般競争入札とする
 - 実施に当たっては、段階的に拡大

| | | |
|---|------------|--------|
| 〔 | 平成19年10月以降 | 1億円以上 |
| | 平成20年4月以降 | 1千万円以上 |
 - 一般競争入札により難しい場合は指名競争入札とすることができる
 - 〔
 - ・ 災害など緊急を要する工事
 - ・ 本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事
 - ・ 発注時期に制約のある工事 など
 - 〕
 - 課題の解決
 - ・ 不良不適格業者の排除及び品質確保 →

| | |
|---|----------------|
| 〔 | ・ 総合評価方式の拡大 |
| | ・ 入札参加要件の適切な設定 |
 - ・ 事務量の軽減 →

| | |
|---|-------------------|
| 〔 | ・ 入札参加資格事後審査方式の試行 |
| | ・ 執行体制の整備 |
 - ・ 建設業の育成 →

| | |
|---|----------------------------|
| 〔 | ・ 入札参加要件として地域要件を設定 |
| | → 応札可能者数は原則20者以上とし公正な競争を確保 |
- 2) 総合評価方式の拡充
 - 平成19年度においては200件を目標とし、平成20年度以降順次拡大
- 3) 経常建設共同企業体の運用
 - 当分の間、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体の同時登録を認める
 - 加点調整については、真に企業合併等に寄与するものに限定するなどの措置を講じる

第3 談合その他の不正行為の排除

- 1) 談合情報への適切な対応
 - 談合情報対応手続を改正（入札監視委員会に調査検証機能を付与・道警察への情報提供）
- 2) ペナルティの強化
 - 賠償金特約の額を現行の10%から20%に引上げ
 - 今後とも引き続き、指名停止の強化を図る
- 3) 電子入札の拡大
 - 平成22年度の全面導入に向け取り組む

第4 適正な施工の確保

- 低入札価格調査制度における調査内容の強化
 - 〔
 - ・ 失格判断基準の設定
 - ・ 調査項目の追加（工種別労務者配置計画など）
 - 〕
- 低入札価格調査基準価格未満の落札工事における履行保証割合の引上げ等
- 施工体制チェックの強化（最低制限価格等近傍の落札工事における工事費内訳書の提出等）

第5 市町村への協力・支援

- 今後とも、市町村への協力・支援を積極的に行う

《全国知事会の指針に対する道の対応》

第1 官製談合の防止

- 公共調達に関連し、談合情報の適切な対応に資するため、入札監視委員会に内部通報窓口を設置

第2 物品調達等における一般競争入札の拡大

第3 建設業の構造改善